破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７８９号
埼玉県所沢市青葉台1265番地の８
破産者　前田　睦子
１　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
２　一般調査期日　平成25年９月４日午前11時
平成25年６月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０４５号
大阪府豊中市桜の町６丁目14番25号　アビタシオンさくら502号室、開始決定時の住所大阪府箕面市牧落５丁目17番Ａ―402号
破産者　中西　康行
１　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
２　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時
平成25年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０３４号
大阪市鶴見区鶴見５丁目11番４―403号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―601号
破産者　山﨑　貞芳
１　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
２　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時
平成25年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６号
愛知県一宮市光明寺字千馬54番地
破産者　青井プレスこと　青井　秀樹
１　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
２　一般調査期日　平成25年７月26日午前10時30分
平成25年６月11日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４４２号
大阪府松原市上田３丁目６番20―511号
破産者　金龍一こと　金沢　龍一
１　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
２　一般調査期日　平成25年９月２日午後２時
平成25年６月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
京都市北区西賀茂鹿ノ下町20番地
破産者　川嶋　章介
１　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
２　一般調査期日　平成25年９月５日午後４時30分
平成25年６月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６８６４号
滋賀県大津市比叡平１丁目35―19　木村方、申立時の住所兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目11番１―308号
破産者　分島麻利子
免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
平成25年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６号
北海道富良野市字南扇山の３
破産者　庄田　勝美
免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
平成25年６月11日　旭川地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０２９号
東京都台東区東上野４丁目24番11号
清算株式会社　株式会社千代田
代表清算人　齋藤　克浩
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１８号
横浜市都筑区東山田町1377番地の11
清算株式会社　株式会社安河産業
代表清算人　安治　正博
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第５号
埼玉県上尾市柏座２丁目３番26号
清算株式会社　株式会社アリエス
代表清算人　川見　友康
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第２００５号
東京都江戸川区西瑞江３丁目24番地５
清算株式会社　アサヒ金属株式会社
１　決定年月日　平成25年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第３号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字岩ケ根２番地
再生債務者　株式会社オーエンス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番２号　第14ＫＴビル６階　佐藤浩史法律事務所　弁護士　佐藤　浩史
平成25年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再）第４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字岩ヶ根２番地
再生債務者　株式会社サンオオカワ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番２号　第14ＫＴビル６階　佐藤浩史法律事務所　弁護士　佐藤　浩史
平成25年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２４年（再）第７６号
東京都目黒区中目黒２丁目１番27号
再生債務者　全国小売酒販組合中央会
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第２８２号
秋田県能代市能代町字中川原26番地の706
再生債務者　株式会社安藤鉄工建設
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４２号
東京都杉並区南荻窪３丁目32番10号
再生債務者　中野商事有限会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第５号
千葉県木更津市畑沢南１丁目18番17号
再生債務者　山上　政彦
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月28日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月12日から平成25年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（再イ）第３６号
埼玉県所沢市小手指南３丁目17番地横丁マーケット内
再生債務者　秋山　裕明
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第６４号
千葉県市川市大野町１丁目434番地１　グラン・コート市川大野101号
再生債務者　米倉　彰彦
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係